

制 度 名	移住・定住・交流推進支援事業 【一般財団法人地域活性化センター】	主管課名	地域振興課 企画調整 G		
		問合せ先	029-301-2774		
目的・趣旨	地方が都市住民等を受け入れる移住や定住の推進、交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、市町村、または地域団体等が、自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対する支援を行う。				
〔対象団体〕 市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会					
〔対象事業〕 都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進する事業で、助成終了後も継続的に、移住・定住・交流の推進が図られるもの。					
〔補助要件等〕 ・対象団体、もしくは地域団体等（※）が自主的・主体的に実施するものであること。 なお、計画策定のみに係る事業については対象外。 ・助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められるものであること。 ・他に国の補助金の交付を受けていないこと。 ※「地域団体等」とは、概ね次に掲げるもの (1) 地域づくり団体（地域づくり団体全国協議会に登録しているもの） (2) NPO・ボランティア団体 (3) 各種協議会、地域の自治組織 (4) 商工会議所、商工会、農業協同組合、観光協会、森林組合又は漁業協同組合					
〔対象経費〕 対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して対象団体が行う補助に要する経費					
〔補助限度額等〕 1 件につき 200 万円					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村、広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会					10/10 以下
〔令和 7 年度当初予算額〕		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 3 月頃決定予定			
〔備考〕 一般財団法人地域活性化センターからの補助。翌年度の事業の募集案内は、毎年 11 月頃に同センターから県を通じて行われる。					